

領事手数料の改定

平成 30 年 3 月 12 日

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日をもって領事手数料が改定されます。

同日以降に当館が正式に申請を受理した旅券、証明、査証につきましては、新料金が適用されます。

平成 30 年度（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日～平成 31 年（2019 年）3 月 31 日）の領事手数料につきましては、[こちら](#)をご覧ください。